

## 国際協力NGO ルマナイサモア 会員規約

### (会員規約の適用)

第1条 この団体は会員との間に本規約を定め、これにより団体運営を行う。

### (会員規約の変更)

第2条 円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更及び追加することがある。

### (会員の種別)

第3条 この団体の会員とは、本規約を承諾の上、この団体が指定する会員手続きを行い、この団体が承諾した以下の(1)および(2)の会員をいう。

- (1) 正会員：この団体の目的に賛同して入会し、団体の活動および事業推進に参加する個人及び団体
- (2) 賛助会員：この団体の事業を賛助するために入会した個人及び団体であり、個人会員、マンスリー会員、ユース会員、団体会員に分けられる。なお、ユース会員は学生のみ入会ができるものとする。

### (会員の権利)

第4条 正会員には総会での議決権がある。議決権は正会員には一個人もしくは一団体につき一議決権が認められる。尚、賛助会員には議決権がないが、参考意見を述べることができる。

### (入会金及び会費)

第5条 入会金の徴収は行わない。

- 2 正会員の年会費は12,000円とする。
- 3 賛助会員は個人会員、マンスリー会員、ユース会員、団体会員ごとに以下のように定める。
  - (1) 個人会員の年会費は一口3,000円とし、口数は入会時に入会する本人が選択できる。
  - (2) マンスリー会員の年会費は一口1,000円とし、口数は入会時に入会する本人が選択できる。
  - (3) ユース会員の年会費は一口500円とし、口数は入会時に入会する本人が選択できる。
  - (4) 団体会員の年会費は一口30,000円とし、口数は入会時に入会する団体が選択できる。
- 4 会費の納入は定款に定められた事業年度始めに行う。ただし、入会時は年度途中であってもその年度分を納めるものとする。

### (入会申込)

第6条 入会の申し込みをする者は、この団体が作成した入会申込書を提出すること。

- 2 前項に定める入会申込をもって、会員は本規約を承認したものとする。

### (入会の成立)

第7条 入会は、前条に定める入会申込に対して、この団体がこれを確認し、会費の初回入金を確認した時に成立する。

### (入会の拒絶)

第8条 この団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。これに該当する場合は、電信もしくは書面にて入会申込者に通知する。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合
- (4) その他、前各号に準ずる場合で当団体が入会を適当でないと判断した場合

(会員の義務及び禁止事項)

第9条 会員は、本規約に定める事項を誠実に遵守するほか、以下の各号に規定する義務を遵守するものとする。

- (1) 会員は、本規約第4条に定める会費を納入しなければならない。
- (2) 会員は、定款、本規約及び理事会の定める規則等を遵守しなければならない。
- (3) 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を当団体に通知しなければならない。
- (4) 会員は、当団体の活動を通じ、知り得た個人情報とは異なる管理者の注意義務を持って保持するものとし、当団体の承認なく第三者に口外（メール等によるものを含む）、開示または漏洩してはならない。なお、本項に定める義務は、会員資格の喪失後も継続して効力を有するものとする。

2 会員は、以下の各号に規定する行為を行ってはならない。

- (1) 会員資格（本規約第3条に定める権利を含む）を第三者に譲渡、貸与等処分する行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当団体の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当団体が不相当と判断する行為。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一つでも該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款及びこの規約に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(損害賠償)

第14条 会員が、本規約に違反しまたは不正もしくは違法な行為によって、当団体に損害を与えた場合、当該会員は、当団体が受けた損害を当団体に賠償することとする。

2 前項の規定は、第9条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

(免責)

第15条 当団体に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当団体は一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当団体にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

(附則)

本規約は2018年12月22日より実施する。

2020年4月1日一部改定